9　法第六十六条の六第九項第二号に規定する政令で定めるところにより調整を加えた金額は、部分対象外国関係会社の各事業年度の同条第八項第四号に掲げる金額（当該金額が零を下回る場合には、零）から当該部分対象外国関係会社の当該各事業年度開始の日前七年以内に開始した事業年度（平成三十年四月一日前に開始した事業年度、部分対象外国関係会社（法第四十条の四第八項各号列記以外の部分又は第六十八条の九十第八項各号列記以外の部分に規定する部分対象外国関係会社を含む。）に該当しなかつた事業年度及び法第六十六条の六第十項第一号に該当する事実がある場合のその該当する事業年度（法第四十条の四第十項第一号に該当する事実がある場合のその該当する事業年度及び法第六十八条の九十第十項第一号に該当する事実がある場合のその該当する事業年度を含む。）を除く。）において生じた金融子会社等部分適用対象損失額（法第六十六条の六第八項第四号に掲げる金額が零を下回る場合のその下回る額をいい、この項又は第三十九条の百十七の三第九項の規定により当該各事業年度前の事業年度において控除されたものを除く。）の合計額に相当する金額を控除した残額とする。

（部分適用対象金額又は金融子会社等部分適用対象金額に係る適用除外）

第三十九条の十七の五　法第六十六条の六第十項第三号に規定する政令で定める金額は、同条第二項第六号に規定する部分対象外国関係会社の各事業年度の決算に基づく所得の金額（各事業年度の所得を課税標準として課される第三十九条の十五第一項第二号に規定する法人所得税（法人税法施行令第百四十一条第二項第三号に掲げる税を除く。）の額を含む。）とする。

第三十九条の十七の次に次の一条を加える。

（外国関係会社に係る租税負担割合の計算）

第三十九条の十七の二　法第六十六条の六第五項第一号に規定する政令で定めるところにより計算した割合は、外国関係会社（同条第二項第一号に規定する外国関係会社をいう。次項において同じ。）の各事業年度の所得に対して課される租税の額を当該所得の金額で除して計算した割合とする。

2　前項に規定する割合の計算については、次に定めるところによる。

一　前項の所得の金額は、外国関係会社の各事業年度の決算に基づく所得の金額につき、その本店所在地国の外国法人税（法人税法第六十九条第一項に規定する外国法人税をいう。以下この節において同じ。）に関する法令（当該外国法人税に関する法令が二以上ある場合には、そのうち主たる外国法人税に関する法令をいう。以下この項において「本店所在地国の法令」という。）の規定により計算した所得の金額に当該所得の金額に係るイからホまでに掲げる金額の合計額を加算した金額から当該所得の金額に係るヘに掲げる金額を控除した残額とする。

イ　その本店所在地国の法令により外国法人税の課税標準に含まれないこととされる所得の金額（支払を受ける配当等の額を除く。）

ロ　その支払う配当等の額で損金の額に算入している金額

ハ　その納付する外国法人税の額で損金の額に算入している金額

ニ　その積み立てた保険準備金の額のうち損金の額に算入している金額で法第五十七条の五又は第五十七条の六の規定の例によるものとした場合に損金の額に算入されないこととなる金額に相当する金額

ホ　その積み立てた保険準備金（法第五十七条の五又は第五十七条の六の規定の例によるものとした場合に積み立てられるものに限る。）につき益金の額に算入した金額がこれらの規定の例によるものとした場合に益金の額に算入すべき金額に相当する金額に満たない場合におけるその満たない部分の金額

ヘ　その還付を受ける外国法人税の額で益金の額に算入している金額

二　前項の租税の額は、外国関係会社の各事業年度の決算に基づく所得の金額につき、その本店所在地国又は本店所在地国以外の国若しくは地域において課される外国法人税の額（その本店所在地国の法令により当該外国関係会社が納付したものとみなしてその本店所在地国の外国法人税の額から控除されるものを含むものとし、前号イに掲げる所得の金額から除かれるその本店所在地国以外の国又は地域に所在する法人から受ける配当等の額に対して課されるものを除く。）とする。

三　その本店所在地国の外国法人税の税率が所得の額に応じて高くなる場合には、前号の外国法人税の額は、これらの税率をこれらの税率のうち最も高い税率であるものとして算定した外国法人税の額とすることができる。

四　前項の所得の金額がない場合又は欠損の金額となる場合には、同項に規定する割合は、その行う主たる事業に係る収入金額（当該収入金額が第一号イに掲げる所得の金額から除かれる配当等の額である場合には、当該収入金額以外の収入金額）から所得が生じたとした場合にその所得に対して適用されるその本店所在地国の外国法人税の税率に相当する割合とする。

第三十九条の十八の見出し中「特定外国子会社等」を「外国関係会社」に改め、同条第一項中「同項に規定する特定外国子会社等（以下この条において「特定外国子会社等」という。）を「外国関係会社（法第六十六条の六第二項第一号に規定する外国関係会社をいう。以下この条において同じ。）に、「第六十六条の六第二項第二号」を「第六十六条の六第二項第四号」に、「第五項まで」を「この条」に、「次項」を「第十五項」に改め、同条第二項中「特定外国子会社等」を「外国関係会社」に、「第六十六条の六第四項」を「第六十六条の六第六項」に、「。次条」を「。以下この項、第十六項及び次条」に、「第五項まで」を「この条」に改め、「割合」の下に「（当該調整適用対象金額が当該部分課税対象金額を下回る場合には、当該部分課税対象年度に係る部分適用対象金額のうちに当該部分課税対象金額の占める割合）」を加え、同条第十二項中「特定外国子会社等」を「外国関係会社」に、「第四項各号」を「第六項各号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項中「第六項又は第七項」を「第八項又は第九項」に、「第八項」を「第十項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項中「第四項各号」を「第六項各号」に、「特定外国子会社等」を「外国関係会社」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「同条第四項」を「同条第六項若しくは第八項」に改め、同項ただし書中「特定外国子会社等」を「外国関係会社」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「第六項又は前項」を「第八項又は前項」に、「における特定外国子会社等の課税対象金額等に係る外国税額の控除」及び「における特定外国子会社等の個別課税対象金額等に係る外国税額の控除」を「の外国関係会社に係る所得の課税の特例」に、「特定外国子会社等の所得」を「外国関係会社の所得」に、「第三十九条の十八第八項又は第九項（外国関係会社」を「第三十九条の十八第八項又は第九項（外国関係会社等」に、「の減額」を「の計算等」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「特定外国子会社等」を「外国関係会社」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「特定外国子会社等」を「外国関係会社」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「特定外国子会社等」を「外国関係会社」に、「又は部分課税対象年度」を「、部分課税対象年度又は金融子会社等部分課税対象年度」に、「又は当該」を「、当該」に、「金額につき」を「金額又は当該金融子会社等部分課税対象年度の金融子会社等部分課税対象金額に相当する金額につき」に、「又は第四項」を「、第六項又は第八項」に、「又は部分課税対象金額」を「、部分課税対象金額又は金融子会社等部分課税対象金額」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「特定外国子会社等につきその課税対象年度又は部分課税対象年度」を「外国関係会社につきその課税対象年度、部分課税対象年度又は金融子会社等部分課税対象年度」に、「特定外国子会社等に係る」を「外国関係会社に係る」に改め、同項第一号中「特定外国子会社等」を「外国関係会社」に、「又は当該」を「、当該」に、「につき」を「又は当該金融子会社等部分課税対象金額に相当する金額につき」に、「又は第四項」を「、第六項又は第八項」に、「又は部分課税対象年度」を「、部分課税対象年度又は金融子会社等部分課税対象年度」に改め、同項第二号中「特定外国子会社等」を「外国関係会社」に、「又は当該」を「、当該」に、「につき法第六十六条の六第一項又は第四項」を「又は当該金融子会社等部分課税対象金額に相当する金額につき法第六十六条の六第一項、第六項又は第八項」に、「同条第四項」を「同条第六項」に、「につき同条第一項又は第四項」を「又は当該金融子会社等部分課税対象年度の同条第八項に規定する個別金